

仕 様 書

- 1 工事名称
近江八幡消防庁舎トイレ改修工事
- 2 工事場所
滋賀県近江八幡市小船木町819番地 東近江行政組合近江八幡消防署
- 3 工事期間
契約日から平成30年2月28日（水）まで
- 4 工事条件等
 - (1) 一般事項
 - ① 施工図面・施工計画書
施工に当たっては、現場着工前に必ず施工詳細図及び施工計画書を製作して、東近江行政組合監督職員（以下、監督職員）の承認を受けた後に施工すること。万一、設計図書について疑義があるときは必ず事前に監督職員と打合せを行い、その指示に従うこと。
また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組み、やむを得ずそれらに支障が生じる場合には事前に報告し、調整を図ること。
 - ② 使用材料
本工事に使用する諸雑材及び製作品はJIS規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とし、見本品又は製作詳細図を提出し監督職員の承認を受けた後、正式に発注すること。また、既存機器を利用して改修する箇所においては、既存機器への取付の可否を受注者において調査のうえ、監督職員の承認を受けること。
 - ③ 製作品検査
諸製作品は監督職員に製作詳細図を提出し、その承認を受けた後に製作に着手し、完成の上性能試験を行い、それに合格した後、現場へ搬入すること。また、監督職員の指示のある場合は、立会検査を行う。
 - ④ 別途工事への協力と調整
工事を完成するために、密接に関連する別途工事については、受注者は別途工事の施工に協力すると共に、円満な工事進捗が行われるよう調整すること。
 - ⑤ 工事写真
本工事施工については、監督職員の指示により工事写真、竣工写真を撮影すること。
 - ⑥ 軽微な変更
設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微なものは、監督職員の指示に従い本工事請負金の内で施工すること。
 - ⑦ 完成引渡し・工事カルテの作成及び登録・取扱説明書の作成
工事完成に際しては、あらかじめ検査を行い監督職員に報告し、所轄官公署の行う検査を合格した後に完成検査を行う。

引渡しに際しては、防水処理検査、全設備の試験及び検査を受け官公署その他許可書、検査証、竣工図（図面大きさは別に監督職員が指示する。）試運転データ及び東近江行政組合が求める書類を添えて引渡しを行うこと。各種機械にはその製作者、製作年月日、機器番号の標示を監督職員が指示する箇所に付し、別にその機器の使用法、注意事項等の説明書を取り揃え提出すること。

⑧ 工事保証

施工者は工事完成後でも工事の不完全、納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。

⑨ 工事負担金

工事時の電力及び上水等は、当施設のものを使用できるものとする。

⑩ 既設機器の撤去

指定した既設機器の撤去及び廃棄は、法令等に基づき適切に処分すること。

(2) 工事概要・機器仕様

工事場所の各便所（北便所、南便所 1～3 階共通）を別紙改修計画図 1・2 のとおり改修する。

(3) 工事範囲

① 養生工事 ----- 1 式

工事期間の必要に応じて、施工範囲に養生と仮囲の設置

② 切離し・解体、撤去工事 ----- 1 式

ア 既設機器、配管等の撤去処分

イ 機器据付、配管、配線施工上不可避な既設設備（配管、配線等）の一時撤去、復旧、移設等

③ 配管工事 ----- 1 式

機器交換に伴う污水管及び給水管敷設等

④ 土間工事 ----- 1 式

配管敷設に伴う埋め戻し、タイル貼り等

⑤ 天井張替工事 ----- 1 式

照明の LED 化に伴う天井ボードの撤去、復旧工事

⑥ 搬入据付工事 ----- 1 式

納入機器の搬入、据付

⑦ 電気工事 ----- 1 式

温水洗浄便座設置に伴う電源・コンセント工事、照明の LED 化工事及び配線配管工事

⑧ 換気ファン取替工事 ----- 1 式

⑨ 雑材消耗品費、運送費、撤去処分費、諸経費等 ----- 1 式

5 その他

本仕様書の内容における質疑は、平成 29 年 11 月 6 日（月）正午までに書面にて、東近江行政組合消防本部総務課宛提出すること。

回答は平成 29 年 11 月 10 日（金）午後 5 時までに組合ホームページ上に掲載する。